

個人情報保護委員会事務局
非常勤職員（電気通信分野）募集要項

1 採用内容

- (1) 採用予定人数 : 1名
 - (2) 採用予定日 : 平成29年6月1日（木）以降
- ※ 詳細については、相談の上決定

2 業務内容

個人情報保護委員会の業務のうち、①「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）に規定する「個人情報保護委員会」が行う監視・監督に係る調査・検討業務、②番号法に規定する「個人情報保護委員会」が行う特定個人情報保護評価に係る調査・検討業務、③個人情報の保護及び適正かつ効率的な活用に関する業務。

3 応募資格

大卒以上の学歴（又はこれと同等以上の学力）を有する者のうち、①電気通信分野における一定の知識と同分野に係る実務経験（10年以上）、②番号法、行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に関する一定の知識・経験、③職務内容を遂行するために必要とされる高度の専門的な知識・経験又は優れた識見を有すること。

なお、以下に該当する者は応募できませんので、予めご了承ください。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員になることができない者
 - ① 成年被後見人又は被保佐人
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることが無くなるまでの者
 - ③ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - ④ 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、国家公務員法第109条から第112条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ⑤ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 応募方法

- (1) 提出書類
 - ① 志望動機（A4用紙1～2枚程度、記載形式自由）
 - ② 履歴書 1通
 - ・ 書式自由
 - ・ 写真（6ヶ月以内に撮影したもの）貼付

- ・ 職務経歴（期間、勤務先、職種、詳細な業務内容等）を記載
 - ・ 日中確実に連絡がつく連絡先（電話番号、メールアドレス等）を必ず明記
- ③ 最終学歴を証明できるものの写し（卒業証書等。写しで可。） 1通
- ④ 資格証明書の写し 1通

※ 応募書類は返却いたしません。（責任廃棄）

※封筒及び履歴書に「電気通信分野」と明記すること

(2) 書類提出先及び問い合わせ先

〒 100-0013

東京都千代田区霞が関 3-2-1 霞が関コモンゲート西館 32 階

個人情報保護委員会事務局総務課

電話 03-6457-9617 担当：小田中・伊藤

(3) 提出方法 郵送のみ

(4) 提出締切

平成29年5月25日（木）必着

- (5) 応募の秘密については厳守いたします。なお、応募書類に記載されている個人情報、当該非常勤職員の採用選考のために使用するものであり、他の目的には使用することはありません。

5. 選考方法

選考委員により、以下の方法で選考を行います。

① 1次選考 書類審査

② 2次選考 面接審査

※ 書類審査（1次選考）の後、面接（2次選考）を行うこととなった方のみ、2次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。提出締め切り後5月29日（月）までに連絡がない場合は、書類選考不合格となります。

6. 勤務条件

- ① 勤務地：東京都千代田区霞が関 3-2-1 霞が関コモンゲート西館 32 階
個人情報保護委員会事務局総務課

② 勤務時間等：1日5時間45分

(10:00~12:00、13:30~17:15)

土・日・祝日及び年末年始（12月29日~1月3日）は休み

③ 任期：原則として採用日から1年間

※ なお、職務状況によって任期更新もあり得ます。

- ④ 給与等：一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき、学歴、就職後の経験年数等を勘案し、常勤職員との権衡を考慮して支給。

上席政策調査員の場合 日額 11,400 円（通勤手当含む）

政策調査員の場合 日額 9,000 円（通勤手当含む）

※ 賞与・昇給はありません。

- ※ 健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び介護保険の適用があります。
- ※ 年次休暇は6か月経過後に次の1年間分として10日付与
(全勤務日の8割以上出勤した場合)

7. 留意事項

採用後、当該非常勤職員の現に所属するか又は過去2年間に所属していた事業者等に関連する案件は担当できません。

また、担当とする業務の決定は、国民の一部に対して有利な取扱いをするなど不当な差別的取扱いのないよう、公正な職務を執行するために、過去の職歴、所属機関等を勘案の上、行うこととします。